

# 練馬区における自然災害時の対応について

学校では毎月の安全指導や避難訓練等を確実に実施し、お子様の安全確保の指導をしております。練馬区教育委員会では自然災害の対応について下記のように定めています。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 地震発生時の保護者引き渡しの原則

- 学校を含む地域の震度「震度5弱以上」
    - ・保護者が引き取りに来るまで学校に待機させます。
    - ・時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまでは児童生徒等を学校で保護します。
  - 学校を含む地域の震度「震度4以下」
    - ・原則として、引き渡しは行わず下校させます。
    - ・交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ保護者の引き取りを待ちます。
- ※ 詳細については、「地震対策の手引き」（平成24年10月 練馬区教育委員会）を参照。  
※ 児童生徒等が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合については、避難拠点要員が電話の使用や施設の被害状況を確認し避難拠点を開設します。授業の開始時期については、学校や地域の様々な状況を踏まえ、決定します。

### 2 気象警報発表時における臨時休業等の対応について

- 臨時休業となる場合
  - ・当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となります。
  - ・河川の洪水や浸水害が心配される地域は、「大雨警報」や「洪水警報」の発表により、各学校の判断で臨時休業とすることができます。その際、保護者に学校の対応を事前に通知します。
- 臨時休業とならない場合の対応
  - ・風雨や地域の状況または職員の出勤状況により、始業を繰り下げる等の対応をすることがあります。
  - ・始業を繰り下げた場合、スクールゾーンが解除されていることを想定して、登校時の見守り体制等、児童・生徒の安全確保を行います。
  - ・下校については、各学校において地域の状況をよく把握した上で安全確保を図ります。

平成31年4月2日  
練馬区教育委員会の通知より